

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング」
2. 日時：令和2年10月22日（木）13時30分～15時30分
3. 場所：
 - (1) 原子力規制庁10階南会議室
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
 - (1) 原子力規制庁原子力規制部
新基準適合性審査チーム
島村安全審査官、塩川上席安全審査官
原子力規制企画課 火災対策室
守谷室長、阿部係長
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所環境保全部 部長 他2名
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者
5. 議事要旨
 - (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料1及び資料2に基づき大洗研究所廃棄物管理事業に係る設計及び工事の計画の変更認可申請（以下「設工認」という。）の現在の分割申請からの見直し方針及び廃棄物管理事業の変更許可申請について、前回のヒアリングを踏まえた検討状況について以下の説明があった。
 - ・ 現在分割して申請されている設工認申請を今後1本に統合して申請することを基本として、原子力機構内で検討を始めている。
 - ・ 設工認申請を1本に統合した場合には、3本に統合した場合よりも運用開始までの期間を要する可能性があることから、経営的な観点での確認を含め検討を行っている。
 - (2) (1)について、原子力規制庁から、検討結果の回答時期について確認し、原子力機構から、10月中は検討に時間を要する旨の回答があった。
 - (3) 原子力機構から、資料3に基づき自動火災報知設備の設置に伴う設工認申請に係る追加説明について説明があった。
 - (4) 原子力規制庁より、資料3-1の固体集積保管場Ⅰの西側エリアを警戒区域とし、煙感知器を設置することについて、固体集積保管場Ⅰの火災防護の考え方を整理して、西側エリアのみを警戒区域とするものの妥当性を審査会合において説明することを求めた。

6. 配付資料

資料1 廃棄物管理施設に係る設工認の分割申請の見直しに伴う許認可スケジュールとの対比について

資料2 廃棄物管理施設に係る設工認の分割申請の見直しについて（案）

資料3 自動火災報知設備の設置に伴う設工認申請に係る追加説明について